

お取引きについてのQ & A集

2026年（令和8年）2月24日（火）から店舗統合により
お取引店が「中道支店」から「亀田支店」に変わります。

店舗について

Q 1 今後の取引店舗はどこになりますか？

A 1 道南うみ街信用金庫「亀田支店」（店舗番号027）とさせていただきます。

所在地 〒041-0812 函館市昭和4丁目17番4号

電話0138-42-3820・FAX 0138-42-7584

通帳・証書やカードについて

Q 2 口座番号は変わりますか？

A 2 2026年2月24日（火）以降、「店舗番号」が変わるだけで
「口座番号」はそのままお使いいただけます。

（例）現在の店舗番号

0	3	4
---	---	---

 口座番号 0123456
今後の店舗番号

0	2	7
---	---	---

 口座番号 0123456

Q 3 現在使用している通帳はどうなりますか？

A 3 「中道支店」で発行した次の通帳は、2026年2月24日（火）以降も
そのままお使いいただけます。

- ・普通預金通帳
- ・総合口座通帳
- ・貯蓄預金通帳
- ・納税準備預金通帳

Q 4 定期預金、定期積金、通知預金等の通帳・証書はどうすればよいですか？

A 4 新しい通帳・証書に切り替える必要はございません。
満期日を迎えるまでお手元においていただいて結構です。

Q 5 キャッシュカードやカードローンカードはどうなりますか？

A 5 2026年2月24日（火）以降も、そのままお使いいただくことが
できます。

自動支払いについて

Q 6 公共料金や各種料金の自動支払いを利用していますが、どうなりますか？

A 6 お客さまにご変更の手続きをしていただく必要はございません。
「亀田支店」へお移りいただきました預金口座から、これまでどおり自動的にお引き落としさせていただきます。

出資金について

Q 7 出資金はどうなりますか？

A 7 切り替えの手続きは必要ございません。
なお、出資証券がある場合も、現在はペーパーレス化により証券不発行のため、そのままお手元においていただいて結構です。

年金について

Q 8 年金の自動受取りを利用していますが、何か手続きが必要でしょうか？

A 8 「国民年金」や「厚生年金」等の公的年金につきましては、当金庫が一括して手続きをいたしますので、お客さまがとられる手続きはございません。
ただし、そのほかの企業年金基金等の私的年金をお受取りのお客さまは、ご自身による各基金等への変更手続きが必要となりますので、大変お手数をおかけしますがよろしくお願い申し上げます。

お振込みについて

Q 9 A T M振込カードは使えますか？

A 9 そのままご利用いただけますが、お受取り口座が「中道支店」のお客さま宛ての振込カードはご利用できなくなりますので、2026年2月24日（火）以降のA T M振込時に新しい振込カードを作成いただくようお願い申し上げます。

Q 10 振込の取扱いはどうなりますか？

A 10 現在「中道支店」でお振込みを受けている口座は、2026年2月24日（火）以降、新しい店名（亀田支店）、および店舗番号（027）となります。従いまして誠にお手数ですが、お振込先様へ、その旨をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

（例）現在お振込みを受取りの		今後お振込みを受取る
店 舗 名：中道支店	⇒	店 舗 名：亀田支店
店 舗 番 号：034	⇒	店 舗 番 号：027
口 座 番 号：0123456	⇒	口 座 番 号：0123456

Q 1 1

2026年2月24日（火）以降も、「中道支店」に振込してしまった場合はどうなりますか？

A 1 1

金融業界の申し合わせにより、2026年4月30日（木）までは、新しい店舗名に読み替えて入金させていただきます。

※この取扱いは2026年4月30日（木）までですので、できるだけ早くお振込先様へ新しい店舗名および店舗番号をご連絡くださいますようお願い申し上げます。

代金取立てについて

Q 1 2

「中道支店」に代金取立ての依頼をしていた手形などはどうなりますか？

A 1 2

手形の期日が到来し決済になり次第、「亀田支店」へお移りいただきましたご指定の口座に入金させていただきます。

ご融資取引について

Q 1 3

事業融資や住宅ローン・個人ローンなどの取扱いはどうなりますか？

A 1 3

全てのお取引を「亀田支店」へ移行させていただきます。

今後のご利用・ご相談は、「亀田支店」においてこれまでどおりお受けいたします。なお、住宅金融支援機構などの代理貸付につきましても、変更の手続きはございません。